

令和5年度 烏取県未来人材育成奨学金支援助成金 支給認定対象者募集要項

鳥取県では、県内の製造業、情報通信業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館・ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農業、林業、漁業、農林水産業協同組合、理容師・美容師の職域及び歯科技工士の職域に就職又は就業する予定の大学等在学生及び既卒者（35歳未満で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住かつ勤務する者）の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

(注) 対象業種に就職又は就業する前に、認定を受けないと奨学金返還の助成が受けられません！

1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

(1) 次のアからウの奨学金の貸与を受けており、将来返還の予定であるか又は返還中の者であること。（複数の奨学金貸与を受けている場合も可能です。）

- ア (独)日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金
- イ 鳥取県育英奨学資金
- ウ 上記ア、イの要件に準じた奨学金（※詳しくは、お問合せください。）

(2) 応募の時点で、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 大学等在学生の場合

次の大学等に在学中であること

- ・大学（短期大学（専攻科を含む。）を含む。）
- ・大学院（修士課程）
- ・高等専門学校（ただし4年生以上で専攻科を含む。）
- ・専門学校（専修学校専門課程）
- ・職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

※ただし、6年制の大学は薬学部及び獣医学部に在籍する学生に限ります。

イ 既卒者の場合

上記の大学等を卒業している35歳未満の者で、無職又は有期雇用の状態であるか、若しくは県外に居住し県外の事業所等に勤務する者（対象業種か否かを問わず、県内の事業所に正規雇用で就職又は就業したことがある者は除く。）

(3) 鳥取県内の次の対象業種への就職又は就業を希望する者であること。

ア 製造業

イ 情報通信業（情報サービス業、インターネット付随サービス業）

ウ 薬剤師の職域

エ 建設業

オ 建設コンサルタント業

カ 旅館・ホテル業

キ 民間の保育士・幼稚園教諭の職域

ク 農業、林業及び漁業（認定を受けている法人等）並びに農林水産業協同組合（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合）

ケ 理容師・美容師の職域

コ 歯科技工士の職域

(4) 鳥取県内に定住することを希望する者であること。

2 募集人員 180名

3 募集期間

令和5年3月16日（木）から令和6年3月31日（日）

※郵便の場合、令和6年3月31日（日）当日消印有効

※募集人員（180名）に達した場合は、期間に関わらず締切とさせていただきます。

4 助成の内容

次のとおり、貸与を受けている奨学金に応じて返還額を助成します。

区分	助成金額	助成金額の上限
無利子 奨学金	貸与を受けている奨学金の返還総額 (既卒者の場合は返還残額)の1/2	当該奨学金の貸与を受けた月数×3万円 <区分別最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 216万円 ・大学(4年間) 144万円 ・高専、短大、専門(2年間) 72万円
有利子 奨学金	貸与を受けている奨学金の利子を除く 返還総額(既卒者の場合は利子を除く 返還残額)の1/4	当該奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 <区分別最大額> ・大学院、薬学部(6年間) 108万円 ・大学(4年間) 72万円 ・高専、短大、専門(2年間) 36万円

○無利子、有利子の両方の奨学金の貸与を受けている場合は、上記の無利子奨学金が優先されます。無利子奨学金の助成金額が助成金額の上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

○助成期間は、原則、鳥取県内の対象業種へ就職した日の属する年度から8年度間とします。

※所得連動返還方式や減額返還により8年度間で各年度の支払金額の合計が交付決定額に達しない場合、助成期間を延長することがあります。（上限あり）

○返還総額又は返還残額は、この認定を受けた後、対象業種に就職又は就業し、助成金の交付申請を行った時点での金額となります。

5 認定の要件

○学生の場合、大学等を卒業後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。なお、勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。

○既卒者の場合、認定後に鳥取県内の対象業種に正規雇用により就職又は就業し、助成期間にわたって勤務する見込みであること。（勤務場所、定住要件は学生と同様）

既に、県内の対象業種に正規雇用で就職又は就業している場合は対象となりません。

○既卒者で、県内企業に正規雇用で就職している者が対象業種に転職する場合は、対象となりません。（ただし、事業主都合により離職し、対象業種に転職する場合を除きます。）

6 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内（正規雇用で就職前）に郵送、持参又は電子申請により提出してください。

（1） 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金支給対象者認定申請書

（2） 奨学金貸与証明書

※日本学生支援機構の貸与を受けている学生は、スカラネットの詳細情報の印刷でも可

（3） 履歴書（既卒者のみ）※様式は市販のもので構いません。（写真不要）

7 対象者の認定

書類審査により対象者を認定し、文書にて通知します。

なお、審査に際しては、電話等により記載内容の確認を行うとともに、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

8 認定を受けた後の手続きについて

◎認定を受けた後、就職してからの手続きは次のとおりです。

<就職した年度>

① 助成金の交付申請書提出（就職後）

②審査・交付決定

※ 認定だけでは助成金は交付されません。

<奨学金の助成期間（1年度目～7年度目、毎年度ごと）>

③助成期間中の状況報告（返還年度の翌年度）

④助成金の支払

※ 在職証明、住民票の写しの添付が必要です。

※ 助成期間中に住所等に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行ってください。

<助成最終年度（原則8年度目）>

⑤助成金の実績報告書（最終年度の翌年度）

⑥助成金額の確定

◎助成期間に離職や転居した場合の取扱いは、次のとおりです。

◇助成期間中に県外事務所へ転勤となった場合、通算して3年以内の間は助成対象となります。

3年を超えると助成が受けられません。

◇助成期間中に離職又は県外へ転居した場合の助成内容は、次のとおりです。

なお、県外転勤に伴う転居の場合は、通算3年以内であれば助成対象となります。

勤務期間	助成内容
4年未満	助成はありません。支給された助成金は返還となります。 (ただし、離職後1年以内に対象業種に就職した場合を除く。 以下同様)
4年以上6年未満	4年間分を助成します。
6年以上8年未満	6年間分を助成します。
8年以上（助成期間が延長されている場合のみ）	既に支払った助成金額を助成します。

9 その他注意点

この助成制度においては、認定の決定、交付決定、原則8年間にわたる助成期間において、奨学金を返還中又は奨学金の返還残高があることが条件の一つになっていますので、全額繰上げ返還等で返還を終了されると、助成を受けることが出来ない制度となっております。ご注意下さい。

10 応募先・問い合わせ先

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7648 ファクシミリ 0857-26-8742

電子メール jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

※ 助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>